

訪問入浴介護
重 要 事 項 説 明 書

様

医療法人社団帰厚堂
訪問入浴介護 やはば

訪問入浴介護やはば
重要事項説明書
＜ 年 月 日現在＞

1. 事業者（法人）の概要

名 称	医療法人社団 帰厚堂
所 在 地	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢 1-2-181
電 話 番 号	019-697-5211
代 表 者 名	理事長 木村 宗孝

2. 事業所の概要

事 業 所 名	訪問入浴介護やはば
所 在 地	岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田 5-335
連 絡 先	(TEL) 019-698-1385 (FAX) 019-611-2071
事 業 者 番 号	訪問入浴介護 0372200212
事業実施地域	矢巾町・紫波町・盛岡市（玉山地区を除く） （上記以外の方はご相談ください）

3. 事業所の職員体制

	人員（人）	業務内容
管理者	1 人	労務、業務管理
看護職員	1 人以上	訪問入浴
介護職員	2 人以上	訪問入浴
事務職員	1 人（兼務）	経理事務等

4. サービス内容

訪問入浴	移動入浴車にてご自宅に出向き、浴槽その他の備品を持参し、全身入浴を行います。 利用者の心身の状態によっては、清拭・部分浴を行います。
設備・器具管理	サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

<サービスの利用に関する留意事項>

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。

サービス利用の留意事項	① 主治医から注意事項や指示がありましたら、事前に職員にお知らせ下さい。 ② その日の体調や普段の様子などで、変わったことがあれば職員にお知らせください。 ③ 入浴前1時間は食事を摂らないで下さい。 ④ 発熱や入院等で入浴できないときには、事前にご連絡ください。 ⑤ 入浴の前には部屋の温度の調節をお願いします。 ⑥ 入浴後は水分をお摂りください。
サービス利用の変更	① 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービス利用を中止、又は変更することができます。その場合は、前日までに事業所又は、担当のケアマネジャーに申し出てください。 ② 状況に応じて、サービスを追加することもできます。その場合、担当のケアマネジャーに連絡し、必要な調整を行います。 ※ただし、ご希望の時間等に対応できない場合もあります。

5. サービスの提供時間

月曜～金曜 8：30～17：30 (土曜・日曜・祝日・年末年始・盂蘭盆は休業となります)

<サービスについての相談窓口>

電話番号 019-698-1385

担当者 _____

6. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合、介護保険負担割合証に記入されている割合の負担になります。 *以下は1割負担額で提示しています。

	利用単位	基本料金 (円)	自己負担 (円)
訪問入浴	1 回当たり	1 2, 6 6 0	1, 2 6 6
清拭・部分浴	1 回当たり	1 1, 3 4 0	1, 1 3 4
サービス提供体制 強化加算	1 回当たり	4 4 0	4 4
初回加算	新規利用時 2 か月休止後再開時	2, 0 0 0	2 0 0

※ 介護報酬の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は 10.0%、月額の基本報酬の合計に加算となります（支給限度額管理の対象外）。

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担になります。

キャンセル料	無料
交通費	無料 （矢巾町・紫波町・玉山地区を除く盛岡市）
その他	利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、利用者のご負担になります。

7. 料金のお支払い方法

当月分の請求書は、翌月の 10 日以降にお渡しいたしますので、末日までにお支払いください。入金確認後、領収書を発行いたします。

8. 事業所の特色

<運営の方針>

利用者の要介護等の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、要介護状態の軽減もしくは、悪化の防止となるよう、適切にサービスを提供します。

<職員について>

訪問スタッフ	看護師 1 名 介護士 2 名
職員研修	採用時研修
	入浴福祉講座・研修等への参加
	法人内研修への参加
	事業所内研修（年 2 回以上）への参加
サービスマニュアル	有り ※ 適切な入浴を実施するために、個別サービスマニュアルも作成しています。

9. サービス内容に関する苦情・相談窓口

- ・当事業所利用者苦情・相談窓口

電話番号：019－698－1385 担 当 者：朝日田 由姫恵 受付時間：月～金曜日 8：30～17：30

- ・当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

	対応窓口	担当者	連絡先	対応時間
☐	矢巾町	健康長寿課	TEL 019－611－2830 FAX 019－698－1214	午前 8：30～ 午後 5：15
☐	紫波町	生活部 長寿健康課	TEL 019－672－4522 FAX 019－672－4349	午前 8：30～ 午後 5：15
☐	盛岡市	介護高齢福祉課	TEL 019－651－4111 FAX 019－651－1181	午前 8：30～ 午後 5：45
☐	岩手県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情.相談係		TEL 019－604－6700 FAX 019－651－1181	午前 9：00～ 午後 5：00

10. 緊急時の対応

利用者の症状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等、必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて、下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

緊急時 家族等 連絡先	氏 名	
	連絡先	
	氏 名	
	連絡先	
主治医	医療機関名	
	氏 名	
	連絡先	

11. 事故発生時の対応

- ・サービスの提供によって、事故が生じた場合は、速やかに利用者のご家族や担当のケアマネジャー等に連絡し、必要な措置を講じます。
- ・サービスの提供に伴って、事業者の帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。

12. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対する虐待防止のための研修を定期的に実施
- ④ 虐待の防止に関する責任者の選定

13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 個人情報の取り扱い

当事業所では、次の利用目的で個人情報を開示いたします。

- ① 医療機関・他の事業所等の連携
- ② 審査支払機関へのレセプトの提出及び照会等の回答
- ③ 情報システム運用・保守業務の委託
- ④ 事業所内において行われる学生の実習への協力

※ 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払います。

確 認 書

令和 年 月 日

訪問入浴介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	〒028-3614 岩手県紫波郡矢巾町又兵エ新田 5-335
	名 称	訪問入浴介護やはば
	説明者	所属 (医療法人社団帰厚堂) 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問入浴介護についての重要事項の説明を受け、サービス提供開始について同意します。

利用者	住 所	〒 ー
	氏 名	
	電話番号	

利用者家族(代理人)	☐ 私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 ☐ 私は、利用者家族（代理人）として説明を受けて確認しました。	
	本人との関係	
	住 所	〒 ー
	氏 名	
	電 話 番 号	

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名し、それをもって契約開始となる